

因幡浄苑等で発生する汚泥の処理状況について

(1) 汚泥処理におけるこれまでの経過について

- ① 因幡浄苑で脱水処理した汚泥は、本年3月までコンポストセンターいなばで堆肥化後、いなばコンポとしてJA鳥取いなばを通じ販売を行ってきたが、4月以降は、コンポストセンターいなばを1年間休止とし、汚泥処理方法のあり方等検討会にて、平成26年度以降における汚泥の処理方法及び施設のあり方等について検討している。
- ② 汚泥の処理については、因幡浄苑に隣接する市秋里下水終末処理場(以下「下水道施設」という。)で試験的に処理することについて、同検討会で了承を得ている。

(2) 下水道施設での汚泥処理に伴う問題点と対応策について

— 因幡浄苑等の処理工程(現状) —

- 因幡浄苑の汚泥を下水道施設(汚泥処理工程)へ運搬し処理(※資料1フロー図参照)

問 題 点
因幡浄苑の高度処理で使用する薬品により、下水道施設の焼却処理工程等に支障が生じている。
下水道施設では、因幡浄苑からの汚泥受入れに伴い、汚泥の消化処理能力が当初計画に反し低下している。このため、脱水汚泥量が増加し汚泥焼却炉は能力一杯での運転を行っている。
○ 焼却炉の燃焼安定のための重油使用量が増加
○ 脱水汚泥の一部を県外搬出にて処理



— 因幡浄苑等の処理工程(10/1～) —

- 因幡浄苑の汚泥等を下水道施設(水処理工程)へ全量圧送し処理(※資料1フロー図参照)

対 応 策
下水道施設側は10月1日から因幡浄苑の汚泥等を全量前処理(水処理工程)から受入れ、汚泥量の減少を目指して試験運転を行う。

(3) 平成26年度の汚泥処理方法と施設のあり方について(案)

- ① 因幡浄苑 施設稼働は必要不可欠であり、発生する汚泥は継続して処理する必要がある。
しかしながら、下水道施設側の試験運転の状況等によっては、因幡浄苑で発生する汚泥の処理方法の変更が必要になることも考えられる。
- ② コンポストセンターいなば 汚泥処理方法を検討中であり、コンポストセンターいなばは継続して休止とし、この間、来年度以降を見据えた汚泥処理方法を確立するとともに、関係機関との調整等協議を進めていくこととする。

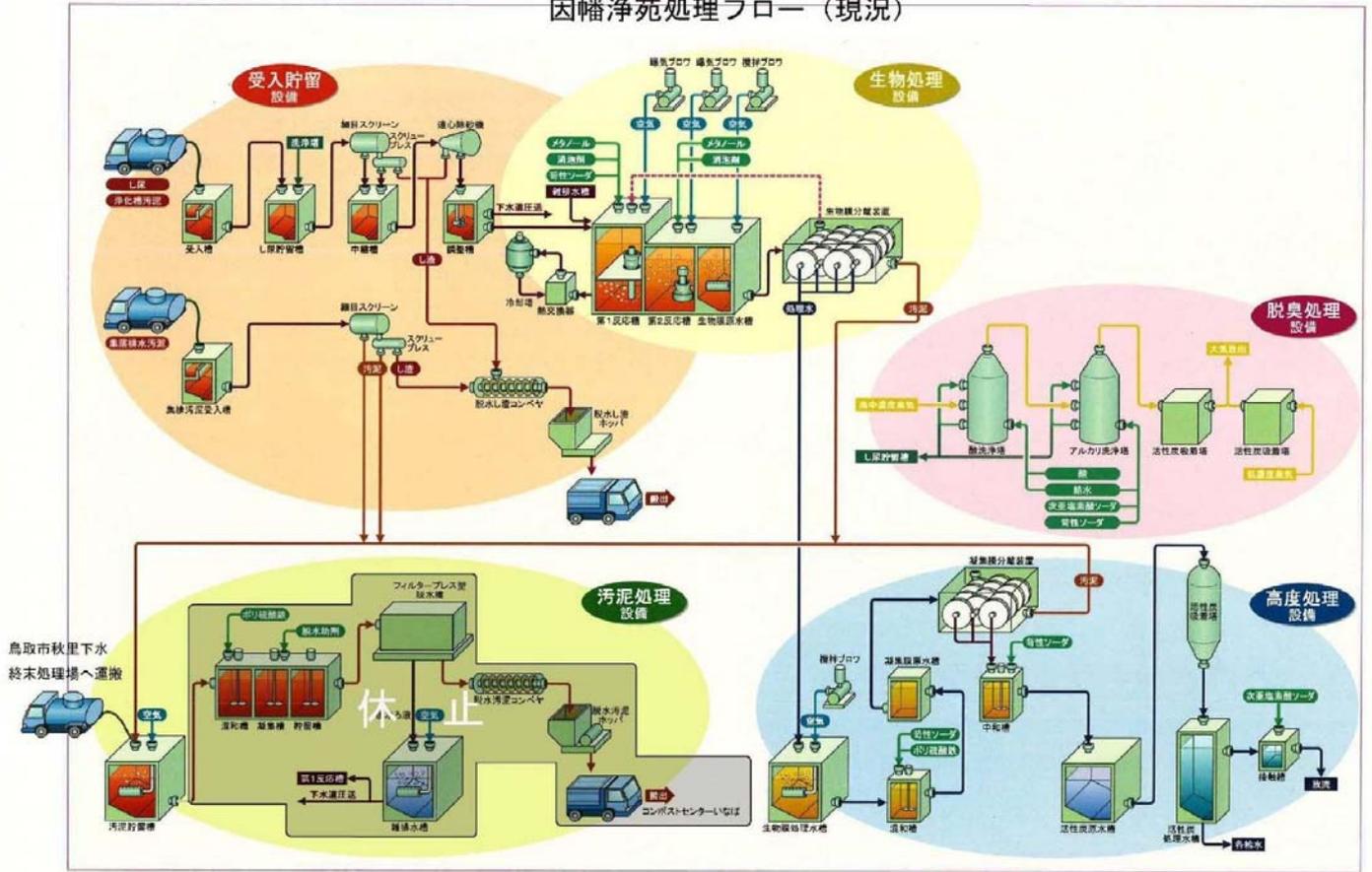
(4) 平成26年度の因幡浄苑の運転管理委託について(案)

平成25年度は鳥取市環境事業公社との単年度契約で行なっている。平成26年度以降の汚泥処理方法等については、現在実施している試験運転等の状況を踏まえ決定する必要がある。

したがって、因幡浄苑の汚泥等の処理方法が未確定であることから、長期包括運転管理委託に向けた10月議会での債務負担行為の設定が困難であるため、平成26年度の運転管理委託について、今年度と同様に単年度契約を予定することとする。

因幡浄苑処理フロー図

因幡浄苑処理フロー（現況）



因幡浄苑処理フロー（変更後）

